

水道施設工事に伴う上井草スポーツセンター庭球場の 一部使用中止期間の延長について

都水道局の第2朝霞上井草（送水管）工事に伴い閉鎖中の上井草スポーツセンター庭球場について、一部使用中止期間を延長することになったため報告する。

（1）都からの協議の主旨

令和2年2月17日付け「水道施設工事に伴う杉並区上井草スポーツセンターの一部使用中止について（協議）」により東京都水道局から現在着工中の都水道局の第2朝霞上井草（送水管）工事について、次のとおり終期の延長の協議があった。

	使用中止期間
協議前	平成29年10月1日～令和3年3月31日
今回協議内容	平成29年10月1日～令和6年3月31日

（2）工期延長の理由

- ①トンネル築造のための立坑築造工事において、軟弱地盤対策が必要となったことによる工事の遅延。
- ②設計で想定していた土質と現状の土質に相違があったことによる、シールド工事の遅延。
- ③設計時点では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催は決定していなかった。当該大会開催前には、既設路線の長期断水ができなくなったことと、第2朝霞上井草（送水管）の通水予定時期が大幅に遅れたことが重なったための事業全体の遅延。
- ④工事実施後、新設する送水管と排水池流出連絡管が近接するため、今回の工事後、排水池流出連絡管更新が困難になることから、両管を同時に更新する施工としたことによる遅延。

（3）工事期間中の庭球場利用について

都は、当初、工事期間延長についても庭球場4面の使用を中止する予定であったが、区と都の協議により、1面については令和3年4月からの使用を開始することとした。

【上井草スポーツセンター庭球場利用可能面数】

期間	利用可能面数（面）
～令和3年3月31日	0
令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	1
令和6年4月1日～	4